



尾原ダムキャラクター「すさのおくん」

さくらおろち湖周辺及び湖面利用に 関する手引き



平成 25 年 3 月



国土交通省出雲河川事務所尾原ダム管理支所

1. 趣旨及び目的

尾原ダムの建設によって新たに創出されたさくらおろち湖及びその近接区域（以下「対象区域」という）は、美しく豊かな自然に囲まれた広大な公共空間である。尾原ダムの供用開始に伴い、対象区域は多くの利用者の多様な利用に供されている。

また、対象区域は自然の中に存するため、利用上の様々な危険が内在している。利用者は自由使用・自己責任を認識し、自らの安全を自らが確保するために利用上の注意事項を各自が十分把握して行動しなければならない。

一方、管理が行われている他ダムの状況を見ると、心ない利用者によるゴミの投げ捨て、施設への落書きや施設の破損など著しくマナーの欠如した行為も見受けられる。

対象区域における安全かつ快適な利用環境の提供は、管理者の適時適切な維持管理はもとより、利用者自らが一定のマナーを遵守することが不可欠である。

このような状況に鑑み、対象区域の美しく豊かな自然を次代に引き継ぐとともに、安全かつ快適な利用環境の持続的な提供を実現し、もって水源地域と他地域との交流促進による水源地域の活性化並びに公共施設の適正な管理に資することを目的として「さくらおろち湖周辺及び湖面利用に関する手引き」を定めるものである。

2. 位置づけ

前述の目的を達成するためには、対象区域に位置する施設等の管理者（国土交通省出雲河川事務所尾原ダム管理支所、島根県雲南県土整備事務所、雲南市、奥出雲町）（以下、「管理者」という）及び関連機関、住民が相互に連携した取り組みが欠かせない。

この手引きは、当該取組みの一環として、1年間の試行結果を踏まえてとりまとめたものである。

また、ここに定めた項目は、対象区域を利用する際に起こるであろう代表的なケースをあらかじめ想定し、その上で利用者が遵守すべき基本事項及び利用者の安全を確保するための注意事項を記載したもので、利用者向けの行動規範として位置づける。なお、今後の利用状況や利用者の意見などを勘案し、手引き及びその内容については「さくらおろち湖周辺施設管理者調整会議」などで必要に応じて見直すものとする。

【解説】

公共空間を管理する者としては、手引きの項目数を増やすことは容易である。しかし、実際に利用者への周知・徹底などを考えるといたずらに手引きの項目数を増やすことは、必ずしも適当でない。

また、この手引きは水源地域の活性化を目的の一つとしているため、あまり規制の強化を前面に打ち出すことは、利用の敬遠につながることも懸念される。

従って、尾原ダム及び他ダムで発生している事例などを参考にして、対象区域で今後起こり得る代表的なケースを予め想定し、それらに対する利用者向けの行動規範（手引き）を作成するものである。

管理者	管理対象
国土交通省出雲河川事務所尾原ダム管理支所	ダム堤体、ダム湖
島根県雲南県土整備事務所	自転車競技施設、ボート競技施設
雲南市、奥出雲町	公道（市道・町道）

3. 適用

この手引きは、対象区域（公共の用に供する区域で私有地は除く、別図参照）のうち、ダム湖及びそれらに付随する施設において、利用者の一般利用（あらかじめ管理者の許可を受けた行為は除く）に対して適用する。

【解説】

今回策定するこの手引きが適用される区域は、ダム湖及びそれらに付随する施設（ボート競技施設など）とし、必要に応じ対象範囲を拡大していくものとする。

なお、管理者の許可を受けた行為については、許可の申請者及び責任の主体が明確であり、管理者が許可する際に、この手引きなどを参考にして個別具体的に条件を付すこともできるため、対象は一般利用者に限定した。

4. 利用に関する手引き

(1) 利用者は、この手引き及び現地に表示されている注意事項を守り、他の利用者に迷惑を掛けないよう、公共の場であることを認識し、節度をもって行動すること。また、対象区域内の施設を利用する場合は、各施設で定められている利用のルールや規則等を遵守すること。

【解説】

“この手引きに書かれていない事項は何でも許される”という誤った認識が生じないように、利用者の基本となる意識を明確にする。

(2) 立入禁止の表示がある区域内には、立ち入らないこと。また、立入制限区域（網場より下流水面、別図参照）には無断で立ち入らないこと。さらに、防護柵、転落防止柵（ガードレールを含む）及び高欄並びにロープなどにより規制線が設けられている場合は、これらを越えて立ち入らないこと。

【解説】

立入制限区域は、利用者の安全確保、管理設備の保守点検や緊急時の使用など、管理上の支障をあらかじめ回避するために設ける。

立入禁止区域は、管理者の許可を受けた場合に限り立ち入りを認めることにする。

(3) 車止めが設置してある所では、車両を乗り入れないこと。

【解説】

下記の場所には車止めを設置し、一般車両の進入を禁止する。

- ① 湖面への進入路のほとんどは、水質事故発生時の緊急的な作業などに使用するため車止めを設置している。
- ② 車両の走行に危険（U ターンが困難、河川や湖内への転落など）を及ぼす恐れのある所には車止めを設置している。
- ③ 雲南市道尾崎山方線の一部及び奥出雲町道林原支線 1 号（通称:自転車専用道路という）は、自転車利用者及び歩行者の安全を確保するため車止めを設置している。

(4) 湖面付近への車両の進入は、あらかじめ指定された進入路（別図参照）を使用すること。

【解説】

他ダムでは、舟の持ち込み等のために、人目に付き難い危険な場所へ車両が進入している例も見られる。利用者の安全確保及び湖岸の損傷を回避し、水質事故などの緊急時における迅速かつ円滑な対応に資するため、あらかじめ使用可能な湖面への進入路を限定する。

なお、進入路については、今後の湖面利用の状況等に応じて、適宜見直しを行なっていく。

(5) 対象区域内に舟等を常時係留し、又は放置しないこと。ただし、あらかじめ管理者の許可を受けた舟等は除く。

【解説】

さくらおろち湖の貯水位は、尾原ダムの運用（洪水調節や利水補給など）によって大きく変動する恐れがある。このため、万が一係留又は放置されている舟が流出した場合は、管理施設の損傷などダムの管理に著しい支障を来すことが予想される。

従って、舟はその都度持ち帰るか又は対象区域外に保管場所を確保する。

(6) 湖面利用に際しては、エンジン付きの舟は使用しないこと。ただし、あらかじめ管理者の許可を受けた舟等は除く。

【解説】

さくらおろち湖は、島根県東部の3市の水道水源であるため水質事故を未然に防止することは大変重要である。

エンジン付きの舟は、水質事故の危険性が高く、波浪による湖岸の侵食及び濁水の発生を助長し、他の湖面利用者に危害を及ぼす恐れがあるため、その使用を禁止する。ただし、ダム管理のために使用する場合や管理者の許可を受けた場合はこの限りでない。

一方、モーター及び手漕ぎの舟は、エンジン付きの舟に比してこれらの事象が発生する危険性も低く、その使用を認める。

なお、エンジン付きの舟の使用について許可を得ようとする場合には、尾原ダム管理支所事務係へ相談の上、許可申請等の手続きを行う必要がある。

【参考】河川法施行令

第16条の2（一般河川における舟又はいかだの通航の制限）

(7) ボート等を用いて湖面を利用する際には、救命胴衣を着用すること。

【解説】

利用者の安全確保のためボート等を用いて湖面を利用する際には、救命胴衣を着用する必要がある。

(8) 気象庁松江地方気象台から東部地方雲南地区に降雨、風（台風を含む）、霧、雷、雪、地震（余震）に関する警報が発令されたときは、湖面利用は控えること。なお、地震（余震）については島根県に隣接する鳥取県西部地方、広島県北部地方に係る警報も含む場合がある。また、管理者から指示があった場合は、その指示に従って行動すること。

【解説】

災害の危険性がある状況下での湖面利用は、大変危険である。野外活動においては、気象台からの情報の事前チェックや、野外でも気象情報が入手できるように準備しておくなど、自分の身を守るための心構えが必要である。

(9) 湖岸から釣りをするときは、転倒及び転落に十分注意すること。

【解説】

湖岸から釣りをするときの注意事項は、他の項目とも重複するため、ここでは転倒・転落に対する注意事項のみを示す。

湖岸は波浪の影響も受けて地面が湿潤で滑り易く、さらに雑草や塵芥の集積により足元が見え難いため、切り株や地面の凹凸による転倒・転落など特に危険の多い場所である。

(10) 釣りで使用した釣り糸、釣り針、ルアー、残った餌は必ず放置せず持ち帰ること。

【解説】

釣り糸、釣り針、ルアーの放置は、鳥類などへの被害や他の利用者に危害を及ぼすおそれがある。また、餌の放置は動物の餌付けや水質の悪化を招く危険性がある。

【参考】 河川法施行令

第 16 条の 4（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止）

何人もみだりに次に掲げる行為をしてはならない。

二 河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃棄物を捨てること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

(11) ごみは捨てないで、各自必ず持ち帰ること。

【解説】

対象区域内への持ち込みゴミの増加及び動物〔熊、猿、猪〕などの餌付けにも繋がるため、対象区域内の屋外には原則としてゴミ箱を設けない。

従って、ゴミは利用者が各自持ち帰り適正に処理する。

【参考】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）

第2条の3（国民の責務）

国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

第5条（清潔の保持）

3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他公共の場所を汚さないようにしなければならない。

第16条（投棄禁止）

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(12) 施設に落書きをしたり、施設を故意に傷つけないこと。

【参考】河川法施行令

第16条の4（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止）

何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 河川を損傷すること。

※：河川という表記には河川管理施設を含む（河川法第3条）

(13) 火気の使用は原則として禁止する。ただし、行事に関連して火気を使用する場合等で管理者が許可したものは除く。

なお、全ての火気の使用は、地面、舗装、芝生などの表面上で直にしないこととし、使用した後は、確実に消火すること。

【解説】

火気の使用目的・規模・使用場所は様々であり、どのレベルまでを規制の対象にするかは難しい問題であるが、火気の使用に伴う周辺環境の悪化が懸念されるため、原則として禁止することとする。

ただし、行事に関連して火気を使用する場合（キャンプファイヤー、バーベキュー大会、花火大会など）等については、主催者は開催する場所の管理者の許可を受けることにより火気を使用できるものとする。

なお、地面、舗装、芝生などの表面上で直に火気を使用すると、当該箇所が局部的に焦げて表面が汚れたり、植生の枯死や場合によっては周辺への引火にもつながる恐れがあるため、このような火気の使用方法は全て禁止する。

(14) 営利を目的とする出店は行わないこと。ただし、行事などの一時的なもので管理者が出店を認めたもの、水源地域の活性化に資する取り組みとして管理者が許可したものは除く。

【解説】

公共空間である対象区域内を特定の営利目的の場として排他的・独占的に使用することは、その性格上好ましくない。

なお、ただし書きについては、手引きの目的に沿っているため除外する。

【参考】水源地域対策特別措置法（水特法）

第14条（水源地域の活性化のための措置）

国及び地方公共団体は、この法律に特別の定めのあるもののほか、水源地域の活性化に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(15) 貴重動植物を無断で捕獲・採取しないこと。

【解説】

対象区域内には、貴重な動植物が多数生息しているため、無断での捕獲・採取を禁止する。

なお、対象区域内においては、許可を受けて狩猟及び鳥獣害駆除などが行われる場合があるが、これらは対象外である。

【参考】環境基本法

第9条（国民の責務）

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(16) ブラックバス、ブルーギルなどの外来種をはじめとする特定外来生物を対象区域内に持ち込まないこと。また、生きたまま対象区域内から外へ持ち出さないこと。

【解説】

特定外来生物は「外来生物法」により種の指定が行われている。特定外来生物に指定された外来生物については、飼養、栽培、保管、運搬が禁止されている。ここでは起こり得る最も代表的なケースとして運搬のみを取り上げる。

【参考】特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

第4条（飼養等の禁止）

特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第1項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合。

二 第3章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合。

※：飼養等とは飼養、栽培、保管又は運搬をいう。

(17) 無断で張り紙や看板などを設置しないこと。

【解説】

対象区域内にある施設への張り紙や看板などの設置については、あらかじめ管理者の許可が必要である。

(18) 湖面の利用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。また、水遊び利用の場合は、日の出から日没までとする。なお、魚つりに関しては、この限りではない。ただし、管理者から指示があった場合は、その指示に従って行動すること。

【解説】

夜間の湖面利用は、利用者の安全確保の面から利用を禁止することが望まれる。また、「島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例」においても、スポーツ施設の利用時間が午前 9 時から午後 5 時まで、日没から日の出の間までとされているため、本手引きにおいても利用時間を指定するものとする。

なお、魚つきについては、夜間のうなぎつきなどが想定されるため、利用時間の制限は設けないものとする。

(19) 対象区域内で飼い犬を運動させる場合には綱、鎖等でつなぐこと。また、飼い犬等のふんを持ち帰るなどし、適正な処理をすること。

【解説】

対象区域は公共空間であり、他の利用者の迷惑とならないように飼い犬に散歩等をさせる場合は、綱や鎖等でつないでおく必要がある。さらに、公衆環境の保全や感染症予防の観点から飼い犬等のふんは、各自で持ち帰り、適正に処理するものとする。

【参考】雲南市ポイ捨て及び飼い犬等ふん害の防止に関する条例

第 9 条（飼い主の遵守事項）

飼い主は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬を公共の場所等で運動させる場合には綱、鎖等でつなぐこと。
- (2) 飼い犬等のふんを持ち帰るなどし、適正な処理をすること。

(20) 飲酒時は、湖面への立ち入りを控えること。

【解説】

飲酒時の湖面利用（湖岸からの水遊びを含む）は、大変危険であることから、利用を禁止することが望まれる。

(21) さくらおろち湖周辺において各種事故が発生、発見した場合は、速やかに以下の連絡先に連絡すること。

○警察	1 1 0
(雲南警察署	0 8 5 4 - 4 5 - 9 1 1 0)
○消防	1 1 9
(雲南消防本部	0 8 5 4 - 4 0 - 0 1 1 9)
○国土交通省尾原ダム管理支所	0 8 5 4 - 4 8 - 0 7 8 0

【解説】

さくらおろち湖周辺において、事故が発生、又は発見した場合は、河川法、海上衝突予防法、水難救護法、島根県条例等を準拠し、関係機関への連絡を規定する。

必ずしも、全ての機関に連絡する必要は無い。

5. 問合せ先・届出窓口等

さくらおろち湖周辺及び湖面利用に関する問合せや利用の申請、届出等は、各施設管理者等に確認すること。

【ダム堤体、ダム湖・その他】

問合せ先	: 国土交通省出雲河川事務所尾原ダム管理支所
連絡先	: 0854-48-0780
ホームページ	: http://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen/obara_index.html
受付時間	: 土日及び祝日を除く平日の 9 時から 17 時まで

【自転車競技施設・ボート競技施設】

問合せ先	: 島根県雲南県土整備事務所 管理グループ
連絡先	: 0854-42-9600
ホームページ	: http://www.pref.shimane.lg.jp/unnan_kendo/sakuraorochiko.html
受付時間	: 土日及び祝日を除く平日の 9 時から 17 時まで

【公道（市道・町道）】

①市道

問合せ先	: 雲南市木次総合センター事業管理課
連絡先	: 0854-40-1082
受付時間	: 土日及び祝日を除く平日の 8 時 30 分から 17 時まで

②町道

問合せ先	: 奥出雲町建設課
連絡先	: 0854-52-2675
受付時間	: 土日及び祝日を除く平日の 9 時から 17 時まで

【尾原地域づくり支援センター】

連絡先 : 0854-48-0005 (尾原連合自治会 高野)
受付時間 : 土日及び祝日を除く平日の 9 時から 17 時まで

【道の駅「おろちの里」】

連絡先 : 0854-48-9062
定休日 : 毎週水曜日、年末年始
営業時間 : レストラン 11 時から 15 時まで
農林産物直売所 8 時から 17 時まで

【佐白温泉「長者の湯」】

住所 : 奥出雲町佐白 223-5
連絡先 : 0854-54-0203
定休日 : 火曜日
営業時間 : 温泉・直売所 9 時から 21 時まで
レストラン 11 時から 21 時まで
ホームページ : <http://www.chojyanoyu.jp/>

【奥出雲多根自然博物館】

住 所 : 奥出雲町佐白 236-1
連絡先 : 0854-54-0003
定休日 : 火曜日
営業時間 : 9 時 30 分から 17 時まで
ホームページ : <http://tanemuseum.jp/>

【要害山交流拠点施設「みざわの館」】

住 所 : 奥出雲町河内 36
連絡先 : 0854-54-1060
定休日 : 火曜日・水曜日、年末年始
受付時間 : 9 時から 17 時まで
ホームページ : <http://yakata.mizawa.com/>

6. 今後の検討課題や必要に応じて追記すること

今後、利用者の安全確保及びダム管理上の支障を回避するために各種ブイが設置された場合は、ブイ周辺の利用制限を実施することもある。

また、周辺生態系の保全のため、新たに貴重種を移植する場合は、対象区域への立入制限を実施することもある。

7. 施設管理者間の情報共有

各施設管理者は、施設の利用状況や申請状況などを適宜、他の施設管理者へ情報提供を行うこと。

さくらおろち湖 周辺施設利用マップ



湖面利用の手引きにおける周辺施設

- 赤字 周辺施設
- 水際まで近づけるエリア
- サイクリングコース

凡例

- 国道
- 県道、市道、町道
- 河川、湖
- 周辺施設
- 登山道、散策路 等



至雲南市木次町

至奥出雲町三成

至奥出雲町三成

至雲南市三刀屋町

至雲南市大東町

奥出雲町

雲南市

さくらおろち湖

ボートコース

10km

8km

6km

4km

2km

岩伏山 (456m)

岩内地山 (360m)

314

鴨倉トンネル

尾原トンネル

スサノオ大橋

阿比大橋

岩伏山散策登山道

尾白山方放牧地

上布施滝

ゲート

下布施農村体験施設
・市民農園
・ホースセラピー

郷土文化保存伝習施設
(槻之屋伝習館)

尾原ダム管理支所

尾原ダム

雲南市尾原地域づくり支援センター

要害山交流拠点施設
「みざわの館」

要害山 (419m)

【参考資料 施設の利用方法等】

1. ダム湖等における河川占用・一時使用等の申請・ご相談について
2. 尾原ダム見学（事業説明）申込みについて
3. さくらおろち湖周辺自転車競技施設
4. さくらおろち湖周辺ボート競技施設

1.ダム湖等における河川占用・一時使用等の申請・ご相談について

- ・ 河川区域内の土地を占用または掘削等を行う場合および工作物の新築等を行う場合は事前に申請が必要です。
- ・ 申請およびご相談は尾原ダム管理支所までお願いします。

【尾原ダム管理支所】

〒699-1342 雲南市木次町平田 211-5

連絡先 0854-48-0780

受付時間 土日及び祝日を除く平日の9時から17時まで

- ・ 各種申請書様式や管理区域は、出雲河川事務所ホームページ
(http://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen/02_jimusho/02_jimusho_07.html) を参照してください。

2.尾原ダム見学（事業説明）申込みについて

- ・ 見学（事業説明）希望の方は、希望日の1ヶ月前までに団体・機関単位（学校法人、市民団体等）でお申し込みください。なお、担当する職員や工事のスケジュールなどの関係で、日時等のご希望に沿えない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・ 尾原ダム見学（事業説明）申込みは尾原ダム管理支所までお願いします。

【尾原ダム管理支所】

〒699-1342 雲南市木次町平田 211-5

連絡先 0854-48-0780

受付時間 土日及び祝日を除く平日の9時から17時まで

- ・ 当方の都合（水防体制によりダム操作が必要な場合等）により、お申し込み頂いた後でもお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・ ダム堤頂道路等の常時開放している範囲を見学のみ希望の場合（事業説明が不要な場合）は、お申し込みは必要ありません。ご自由に見学して頂いて結構です。

3. さくらおろち湖周辺自転車競技施設

(1) 使用時間

- ・使用時間は午前9時から午後5時まで（準備・片付けを含む）です。
- ・時間外の使用を希望される場合は事前に施設管理者（雲南県土整備事務所）にご相談ください。

(2) 休業日

- ・毎週月曜日（その日が休日の場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）
- ・12月29日から翌年の1月3日まで。
- ・休業日の使用を希望される場合は事前に施設管理者（雲南県土整備事務所）にご相談ください。

(3) 使用許可申請について

- ・施設の使用にあたっては、使用許可申請が必要となります。
- ・申請は使用日の1ヶ月前から5日前（5日前が土日祝祭日となる場合には、直前の平日）まで受け付けます。
- ・使用許可申請書に必要事項を記入の上、雲南県土整備事務所管理グループへ持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法で提出してください。
- ・申請書の内容を審査の上、使用許可書を郵送します。
- ・使用料が発生する場合は、納入通知書もあわせて郵送します。（使用料については雲南県土整備事務所ホームページ参照）

(4) 減免申請について

- ・使用料の減免が適用される場合があります。
- ・減免を希望される場合は、減免申請書に必要事項を記入の上、使用許可申請書と一緒に提出してください。

(5) 使用料の納付について

- ・使用料は許可日から15日以内に、納入通知書により指定の口座に振り込んでください。

(6) 還付申請について

- ・納入された使用料を還付する規定が設けられています。
- ・使用料の還付を希望される場合は、還付申請書に必要事項を記入の上、使用許可書とともに提出してください。

(7) その他

- ・自転車競技コースを使用される場合には、県営施設の使用許可申請のほか、道路交通法第77条に基づく道路使用許可が必要となります。
- ・道路使用許可の詳細については、雲南警察署へご相談ください。

※各種申請書様式や記載例、基準等は、島根県雲南県土整備事務所ホームページ(http://www.pref.shimane.lg.jp/unnan_kendo/sakura-orocho-lake/chuui.html)を参照してください。

4. さくらおろち湖周辺ボート競技施設

(1) 使用時間

- ・使用時間は午前9時から午後5時まで（準備・片付けを含む）です。
- ・時間外の使用を希望される場合は事前に施設管理者（雲南県土整備事務所）にご相談ください。

(2) 休業日

- ・毎週月曜日（その日が休日の場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）
- ・12月29日から翌年の1月3日まで。
- ・休業日の使用を希望される場合は事前に施設管理者（雲南県土整備事務所）にご相談ください。

(3) 使用許可申請について

- ・施設の使用にあたっては、使用許可申請が必要となります。
- ・申請は使用日の5日前（5日前が土日祝祭日となる場合には、直前の平日）まで受け付けます。
- ・使用許可申請書に必要事項を記入の上、雲南県土整備事務所管理グループへ持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法で提出してください。

【使用許可申請書】

1. 施設等使用（変更）許可申請書（ボート競技施設（艇保管庫以外））
 2. 施設等使用（変更）許可申請書（ボート競技施設（艇保管庫））
- ・申請書の内容を審査の上、使用許可書を郵送します。
 - ・使用料が発生する場合は、納入通知書もあわせて郵送します。

(4) 減免申請について

- ・使用料の減免が適用される場合があります。
- ・減免を希望される場合は、減免申請書に必要事項を記入のうえ、使用許可申請書と一緒に提出してください。

(5) 使用料の納付について

- ・使用料は許可日から15日以内に、納入通知書により指定の口座に振り込んでください。

(6) 還付申請について

- ・納入された使用料を還付する規定が設けられています。
- ・使用料の還付を希望される場合は、還付申請書に必要事項を記入の上、使用許可書とともに提出してください。

※各種申請書様式や記載例、基準等は、島根県雲南県土整備事務所ホームページ(http://www.pref.shimane.lg.jp/unnan_kendo/sakura-orochi-lake/boat_sisetu_siyou_ni_tuite.html)を参照してください。